別表 1

(1) 医療関連事業

(1) 医療関連 事業名	事業 事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
病院の入院患 者に対する歯 科保健医療推 進事業	病院	病院に入院する患者の入院期間短縮等を図るため、当該医療機関が行う医科歯科連携による歯科保健医療に必要な次の経費 (1)病院の入院患者に対し、口腔ケアを実施するために、患者や医科・歯科の医療従事者との調整を行うための人件費等 (2)病院の入院患者に対して行う口腔ケアを、外部の歯科診療所等に依頼する場合の報償費、委託料等	(1)について 8,072円/人・日 (2)について 8,800円/人・日	10/10以内
認知症等入院 患者への歯科 医療研修会支 援事業	県歯科医師会	認知症等入院患者への歯科医療に資する研 修会に必要な賃金、報償費、旅費、需用 費、役務費、使用料及び賃借料等		10/10以内
がん患者、糖 尿病患者等に 係る医科歯科 連携研修会支 援事業	福島歯科医師 会、会津若松歯 科医師会	がん患者、糖尿病患者等に係る医科歯科連 携に関する研修会に必要な賃金、報償費、 旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料 等	500千円	10/10以内
魅力的な臨床 研修プログラ ム作成事業	臨床研修病院	臨床研修病院の相互乗り入れの推進や研修内容のさらなる充実化を図るために必要な表での経費 (1) 臨床研修病院間の相互乗り入れに修を推進するため、研修医院所研修等人力病院(基幹型限る。) 礼金大学病院である場合に必要な家賃、礼金、シの宿舎確保に必要な設備を整備するための宿舎油料等(2) 臨床研修に必要な設備を整備するための備品購入費等(3) 臨床研修医及び指導医が使用する医療制入費等(3) 臨床研修プログラムの作成に要する経費、(4) 臨床研修プログラムの作成に要する経費、(4) 臨床研修プログラムの作成に要する経費、(4) 臨床研修プログラムの作成に要する経費、(4) 無限報報、委託料等)	(1)について 2,100円/人・日 ただし、研修医1人 につき120日分を上 限とする。 (2)について 5,000千円 (3)について 100千円/臨床研修 医1名 (4)について 2,000千円	10/10以内 (2)について 2/3以内 (3)について 10/10以内
専門研修設備 整備支援事業	医療機関	専門研修基幹施設及び専門研修連携施設の 新設に当たって必要な備品購入費等	5,000千円	2/3以内
県内定着のた めの普及・啓 発事業	実ででは、 実習配職では、 実ででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	【看護学生実習受入促進事業】 県内養成所の看護学生に、より良い実習環境を提供することで県内の医療機関への就業・定着を図るため、実習指導者養成に係る次の経費を支援する。 実習指導者養成講習会受講に必要な経費 (1)受講料 (2)旅費 (3)代替職員の賃金 ただし、1施設につき1名分のみを対象とする。	※補助事業者の定 める旅費の支給に 関する規定に額 計算されたとい 較して少ない方の 額	10/10以内

病化進基事の連名を構造を対している。	病院	事請負責等を補助する。 (1) 単独型: 一つの病院において本事業を実施する場合 ①地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換であること。 ②上記①に加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	(1)について 1/2以内 (2-1)について 1/2以内 (2-2)について 1/3以内 (3)について 1/3以内
--------------------	----	---	--	--

				1
		1 地域医療構想の実現に向け、病床の削減に伴い、不要となる建物(病棟・病室等) や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体 又は売却)に係る損失(固定資産除却損・ 固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・ 固定資産売却損(売却収入を含む。)) (財務諸表上の特別損失に計上される金額 に限る。)	1 地域医療構想 公示後削減した病 床1床当たり2,000 千円	1 1/2以内
病床の機能分化 ・連携を推 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ を ・ を き を き	病院	・福島県地域を行っている。取は、 ・福島県地域を行って、 ・福島県地域を行って、 ・「有力のでは、 ・「有力のでは、 ・「大きないでは、 ・「大きないが、 ・「ないが、 ・「ないが、		
		2 地域医療構想の実現に向け、各病院が 実施する病床削減に伴い不要となる病棟・ 病室を他の用途へ変更(機能転換以外)す るために必要な改修に要する工事費又は工 事請負費(福島県地域医療構想公示日以前 に取得(契約)したものに限り対象とす る。)	2 200, 900円/㎡ (鉄筋コンクリー ト造) 175, 100円/㎡ (ブロック)	2 1/3以内
医業承継診療 所施設設備整 備支援事業	医業承継バンク により承継され 開業する診療所	医業承継バンクによりマッチングされ、「初期救急医療」または「在宅医療」の確保に寄与し、新規開業する診療所の施設・設備整備に係る費用を補助する。医業承内に着手されるものを対象とする。 1 施設の改装にかかる費用等 2 医療機器の購入にかかる費用等 3 その他医業の承継にかかる費用 ※詳細については別に定める。 なお、補助決定後5年を経過する前に当該診療所が閉院となった場合は、補助金の返還を求める場合がある。	40, 000千円	1/2以内
12誘導心電 図伝送システ ム導入事業	医療機関及び消 防機関	1 2誘導心電図伝送システム導入に必要な 心電計本体(付属品を含む。)及びアカウ ント料	1,500千円	2/3以内

地域医療研修 支援事業	いわき市	地域医療に関心のある医学生を対象とする、へき地診療所等の地域医療の現場視察 や地域住民との交流など、体験の場を提供 する研修会に必要な報償費、旅費、需用 費、役務費、使用料及び賃借料。	1.507千円	10/10以内
特定行為研修 推進事業 (研修受講促 進)	医療機関、介護 保険施設、訪問 看護ステーショ ン等	(1) 受講料 (2) 旅費及び宿泊費 (3) 代替職員の人件費(訪問看護ステーショ	円/人 (2)について85千円 /人	10/10以内
特定行為研修 推進事業 (指研修実施 費支援)	特定行為指定研修機関		(1)に660年代 (1)に 1,660年代 (1)に 1,660年代 (1)に 1,660年代 (1)に 1,660年代 (1)に 1,660年代 (1)に 1,600の (2)に 1,600の (2	(1)について 1/2以内 (2)について 10/10以内
感染管理認定 看護師教育課 程運営費補助 事業	感染管理認定看 護師教育課程運 営機関	教育課程の運営に必要な人件費、報償費、 旅費、需用費、役務費、使用料・賃借料、 委託料等	上限2,000千円/月 (24,000千円/年)	10/10以内
寄附講座設置 支援事業	(1)単独の市町 村又は、複数の 市町村等で構成 される一部事務 組合等 (2)医療機関	(1)地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等 (2)県内の専攻医の確保等を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県外から専攻医指導の常勤医師を招へいするために必要な寄附金等(人件費を除く)	(1)上限30,000千円 (2)上限10,000千円	

多職種連携推進事業	医療福祉関連教 育施設及び関連 団体	研修等の実施に係る報償費、旅費、需用 費、役務費、使用料及び賃借料	1,000千円/施設・ 団体	1/2以内
リハビリテー ション機器活 用人材育成事 業	び(一社)福島	リハビリテーション従事者の資質向上を図るため、リハビリテーション機器に対する理解を深めるための研修会等に必要な経費(研修会等に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等)	500千円	2/3以内
小児平日夜間 救急医療支援 事業	西白河地方市町 村会及び白河厚 生総合病院	平日夜間の夜間小児外来の運営に必要な人 件費等	21,000円×診療日 数	1/4以内
小児科以外の 医師等を対象 とした小児救 急研修事業	郡市医師会	救急や内科をはじめとする小児科以外の医師等を対象とした小児救急に関する研修の 実施に必要な講師報償費、会場使用料等	300千円	10/10以内
在宅医療推進事業	病院、医科・歯 科診療事業所、 た た で で で で で で で で で で で で で で で で で	県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関及び医療関係団体等が実施する取組に必要となる次の経費 (1)地域包括ケア・在宅医療に関わる従事者の連携・資質向上に資費、での連携・資費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (2)在宅医療やかかりつけ医等の普及・啓発に資する取組に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (3)医療従事者向けの在宅医療導入研修に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等 (4)訪問診療医のグループ化や急変時受入医療機関との連携に向けた検討会等に必要、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	(1)~(4)の合計 2,000千円	10/10以内

訪問看護推進 事業	福島県訪問看護 連絡協議会	訪問看護連絡体制を整備するために必要となる次の経費 (1) 訪問看護利用者等からの相談対応及び関係機関との連絡調整業務を行うための窓口設置に必要となる人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等 (2) 訪問看護に関する実態や課題を把握し、その対策を検討するための検討会等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	(1)について 4,000千円 (2)について 500千円	10/10以内
地域連携体制 支援事業	病院	退院支援部門の設置運営に必要な次の経費 退院支援部門に新たに配置した専従職員 (看護師、社会福祉士、精神保健福祉士) の人件費	2, 000千円	10/10以内
在宅医療基盤 整備事業(在 宅医療機器)	病院、医科・歯 科診療所、訪問 看護事業所	在宅医療提供体制強化のため、訪問診療、 訪問歯科診療、訪問看護に必要な医療機器 を整備するために必要な備品購入費等	2, 900千円	2/3以内
在宅医療基盤 整備事業(訪 問診療車)		在宅医療の推進のために必要な訪問診療車 の整備に必要な備品購入費等 ※詳細については別に定める	2,000千円/台	2/3以内
在宅医療エキ スパート薬剤 師人材育成強 化事業	県内薬剤師会	無菌調剤等に対応できる在宅医療エキスパート薬剤師の育成に関する研修会等を実施するための報償費、旅費、会場費等	500千円	10/10以内
医療と介護の 連携強化事業	病院、診療所、 薬局、訪問看護 ステーション、 居宅介護事業所 等	医療機関及び介護事業者がICTを活用し、在 宅患者の情報を共有するために必要な設備 整備に要する経費(需用費、委託料、備品 購入費等)	500千円/施設	1/2以内
地域医療提供 体制強化事業	医療機関	二次医療圏の医療提供体制の維持・強化を図るため、医療機能の向上に資する医療機関の施設、設備整備するために必要な次の経費 (1)小児医療を担う施設(※1)が必要な医療機器を整備するために必要な備品購入費等 (2)院内助産所または助産師外来を有する、もしくはこれらの新規開設を予定する医療機関(※2)に必要な工事請負費(増改築、改修等)及び備品購入費等	(1)について 10,000千円 (2)について 施設 5,040千円 設備 3,811千円	1/3以内

無菌調剤室整備支援事業	県薬剤師会及び 県薬剤師会に所 属する薬局	で強化するために必要な架局設備の整備負用及び薬剤師の研修費用等 (1)無菌調剤室を整備するために必要な工事費、工事事務費等 (2)安全キャビネットを整備するために必要な工事費、工事事務費等	(1)について 9,000千円 (2)について 7,500千円	(1)について 2/3以内 (2)について 2/3以内
		(3)地域の調剤薬局薬剤師に対して無菌調剤に関する研修会を実施するための報償費、旅費、会場費等	(3)について 500千円	(3)について 10/10以内
理学療法士等 医療従事者確 保推進事業	医療関係団体	理学療法士等の職種に関する理解促進のためのイベント開催等に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	100千円	10/10以内
専門研修プログラム策定支援事業	医療機関	専門研修プログラムの策定に必要な経費 (人件費、旅費、委託料等)	2, 000千円	10/10以内

(※1)民間病院を除く。(※2)浜通りの医療機関を除く

(2) 介護施設等の整備に関する事業

	<u>設等の整備に関</u> ┃ 事業者等を		届助 其淮頞	描 册家
尹 木 口	尹未任守石		州功圣牛俄	冊切午
地サ備 域一等 密ビ助 着ス成 型等事	<u>等事業</u> おおり できない できない できない できない できない できない できない できない	(1) 対象と (1) 対象と (1) が表表と (1) が表表と (2) が表表と (3) が表表と (3) が表表と (4) が表表と (4) が表表と (5) が表表と (6) が表表と (7) が表表と (7) が表表と (8) が表表と (8) が表表と (8) が表表と (9) が表表と (1) が表表と (1) が表表と (1) が表表と (2) が表表と (3) が表表と (3) が表表と (4) が表表と (4) が表表と (5) が表表と (6) が表表と (6) が表表と (7) が表表と (8) が表表を (8) が表表を (9) が表表を (9) が表表を (1) が表表を (1) が表表を (1) が表表を (1) が表表を (2) が表表の (3) が表表の (4) が表表の (4) が表表の (5) が表表の (6) が表表の (6) が表表の (7) が表表の (8) が表の (8) が表	別地確設る4法要に域保等事ににとてを基の業定よ認めをできます。とは、一般では、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	注

介護施設等の 施設開設準備 経費等支援事 業	市町村、民間事 業者	資する介護ロボット導入に必要な備品購入 費、使用料・賃借料(リース・レンタル費) 見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係 る経費(Wi-Fi工事、インカム)、記録業務、 情報共有業務、請求業務を原則一気通貫で 行える介護ソフト及びタブレット端末等に 係る導入費用(購入又はリース)等。	別に定める福島県 他域医療介(首護 で を を 事業で で で 関 の で に を を に に と り に り で り り り り り り り り り り り り り り り り	定額
既存の特別養との特別を表して、 では、 では、 できまる。 しょう	市町村、民間事業者	(1)特() (1)特() (1)特() (2)特() (3)特() (3)特() (4)特() (4)特() (4)特() (5)特() (6)特() (別地確設事による福護の大学をは、一次のでは、一次では、一次のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	定額

介お口感対護ける力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	市町村、民間事	(1) 情報を表現している。 (1) 情報を表現している。 (2) の事施あ刷はするに、大きいのでは、いいのでは、いいでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいでは、いい	別地確設る4法要に域保等事にはと記をををといるでは、というでは、というでは、というでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	1/3以内
介護職員の宿 舎施設整備事 業	市町村、民間事業者	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備で名もの整備で名もの整備されるもの整備されるもの整備であるもの整備であるものを開始を開始を開始を開始を表現して、本書をは、本書をは、本書をは、本書をは、本書をは、本書をは、本書をは、本書をは	別に定める福島県 ので を の の の の の の の の の の の の の の の の の	1/3以内

(3) 介護人材確保対策事業

(3) 介護人 事業名	.材確保対策事業 事業者等名	· 補助対象経費	補助基準額	補助率
地域における介護のしごと魅力発信事業	市町村	学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け発信するための経費や地域の教育資源等を活用した地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	(市町村) 3,000千円以内で別 に知事が定める額	(市町村) 10/10以内
若者・女性・ 高年齢者など 多様な世代を 対象とした介 護の職場体験 等事業	市介護域及の 大体にびな関ニュー でではないでは、 を、お介確す条項等人 を、おうでは、 を、おうでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	将来の担い手たる若者(小中学生・高校 生・大学生・就活中の者等)や、地域の潜 在労働力である主婦層、第2の人生のス タートを控えた中高年齢者層、障害者等、 地域の労働市場等の動向等に応じたター ゲットごとに、介護現場における職場体験 事業を実施するために必要な報償費、旅 費、需用費、役務費、委託料、使用料及び 賃借料。	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
助け合いによる生活支援の担い手の養成事業	医療、おけるのでは 原体、おけ護に がでるののでは では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を 行うために必要な報償費、旅費、需用費、 役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
地域の支え合い・助け合い 活動継続のための事務手続き等支援事業	市町村、老人クラブ連合会等	地域の支え合い・助け合い活動の継続のために必要な書類作成等が難しい住民組織等に対して、「事務お助け隊」が各種事務作業の支援や必要な助言を行うことで、その活動の継続や活性化を支援するための経費に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内

介護未経験者 に対する 等支援事業	医体にびな関ニ4設法・及け護保る第にを介びるのの法3定運団地療合進」、るす域及的に第第施る	(1)(主催事業)介護職員初任者研修の主催者が定める受講料(事業者が研修機関に受講料である受講料又は従業員に支払った支講料に対して、当該従業員に支払った支給金)(2)(主催事業)介護福祉士資格取得に係る実務者修機関に直接支払った受講料料にが自担に受講判に支払った受講料に支払が負担した支給金)(3)(派遣事業)介護福祉士資格取得に係る場合の)(4)(派遣事業)介護福祉士資格取得に係る実務者修の前直接係るもの)(4)(派遣事業)介護福祉士資格取得、負担金(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士資格取得、6)(派遣事業)介護福祉士国家試験ののただし(1)から(4)まで付された場合にしては、の受講に直接係るもの)ただし、(5)については、介護福祉士国家は験の受験を求める。	(1)60千円/人以内 (2)150千円/人以内 内(3)60千円/人以内 で別に知事が定め る額 (4)150千円/人以内 で別に知事が定め る額	10/10以内
介護に関する 入門的研修の 実施等から マッチングま での事業 援事業	市町村	介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修や、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別 に知事が定める額	10/10以内
介護分野への 元気高齢者等 参入促進セミ ナー事業	市町村	元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナーを実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施するための取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別 に知事が定める額	10/10以内
将来の介護 サービスを支 える若年世代 の参入促進事 業	介護福祉士養成 施設	介護福祉士養成施設において、若年世代や 留学生の確保に向けた取組の強化や、介護 福祉士養成課程のカリキュラム外の取組と して、留学生に対する日本語学習等の課外 授業の実施に必要な専門員の人件費、報償 費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用 料及び賃借料	(専門員を配置する場合) 2,500千円以内 以内 (専門員を配置しない場合は500千円 以内) で別に知事が定める額	10/10以内
多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップ 援事業①	医体にびな関ニないな関ニないで、 大いでは、 大いでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のでは、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 大のののは、 は、 は	中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援(人事考課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の研修及び小規模事業者の研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円/研修以内 で別に知事が定め る額 ただし、1法人につ き申請できる研修 は3つまでとする。	4/5以内

多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップで支 援事業②	医療・介護「地域のでは関する。 を、なけ、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	(1) 中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のため必要となる知識等を修得するための研修、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援(人事有課や賃金制度を含めた職員面談等)を行う職員を育成するための研修及び小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための研修(2)認定介護福祉士養成研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの)	(1)30千円/人以内 (2)150千円/人以 内 で別に知事が定め る額	(1)4/5以内 (2)10/10以内
多様な人材層 に対する介護 人材キャリア アップ研修支 援事業③	医療、なければ、 原体、おけ護「なななななななななななななななななななななななななななななななななななな	(1) 喀痰吸引等研修 (3号研修を除く)、ファーストステップ研修 (2) 介護福祉士実習指導者講習会の受講に必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの)ただし、修了証明書等を交付された場合に限る。	(1)150千円/人以 内 (2)60千円/人以内 で別に知事が定め る額	10/10以内
各種研修に係 る代替要員の 確保対策事業	「地域及びな確し にがななでは にがなながでで で で が で が で が で は り に 第 は り に 第 は り に 第 は り に 第 は り に 第 は り に 第 は り に り に り に り に り に り に り に り た り に り た ら と り た ら と り と り と り と り と り と り と り と り と り と	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る 観点から、現任職員が多様な研修に参加す ることが可能となるよう、研修受講中の代 替要員確保のために必要な研修代替要員の 人件費	250千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
介護支援専門 員資質向上事 業	「地域なななない。 にかかででは、 にかなななないででである。 にかででである。 にかでである。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	介護支援専門員の法定研修(介護支援専門 員実務研修、介護支援専門員専門研修、介 護支援専門員再研修、介護支援専門員更新 研修、主任介護支援専門員研修、主任介護 支援専門員更新研修)の受講に必要な旅 費、需用費、負担金(研修受講に直接係るも の) ただし、修了証明書等を交付された場合に 限る。	60千円/人以内で 別に知事が定める 額	10/10以内
潜在介護福祉 士等の再就業 促進事業	医体において 関本 に が に 第年、 お がるのの は 3 3 定 運 世 地 療 合 進 項 め で は 項 め に 第 年 の で は 項 め に 第 第 施 る は の に 第 第 施 る	潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
認知症ケアに 携わる人材の 育成のための 研修事業	医療、は ・及け護に ・及け護に ・及け護保る第に で確する第にを はののはは はののはは はののはは はののはは はののはは はののは はのいる はのい。 はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのいる はのい。 はのいる はのい。 はのいる はのい。 はの	(1)介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための研修の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料(2)(1)の研修の受講に必要な旅費、需用費、負担金(研修受講に直接係るもの)	(1)625千円以内 (2)30千円/人以内 で別に知事が定め る額	4/5以内

地域包括ケア システム構 築・推進に育 する人資質向上 事業	医療、お介ででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、こ	(1)地域包括ケアシステムの構成要素である 生活支援の担い手やサービスの開発等を行 う人材(生活支援コーディネーター)育成 等のほかそれを全体で調整する地域包括支 援センター職員及び医療・介護連携を推進 するための人材(医師、解科医師、ST、 管理栄養士等)の資質所上に資する研修の 実施に必要な報償費、旅費、需用費、 費、委託料、使用料及び賃借料 (2)(1)の研修の受講に必要な旅費、需用 費、負担金(研修受講に直接係るもの)	(1)625千円以内 (2)30千円/人以内 で別に知事が定め る額	4/5以内
認知症高齢者 等権利擁護人 材育成事業	市町村	認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	500千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
介護事業所に おけるハラス メント対策推 進事業	市町村	介護事業所における利用者等からのハラスメントへの対策を推進するため、実態調査、各種研修、ヘルパー補助者の同行など、総合的なハラスメント対策を講じて介護職員の離職を防止するための報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	500千円以内で別に 知事が定める額	10/10以内
介護予防の推 進に資する専 門職種の指導 者育成事業	リハビリテー ション関係団体	専門職種に対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するために必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
若手介護職員 交流推進事業	市町村	若手介護職員(経験年数概ね3年未満)が 一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職 員同士のネットワークを構築するととも に、介護職の魅力を再確認するなど、若手 介護職員の離職を防止するための取組の実 施に必要な報償費、旅費、需用費、役務 費、委託料、使用料及び賃借料	2,000千円以内で別 に知事が定める額	10/10以内
新人介護職員 に対するエル ダー、メン ター制度等導 入支援事業	市町村	介護事業者に対し、新人介護職員の定着に 資する制度実施のための研修を行い、早期 離職防止と定着促進による介護サービスの 質の向上を図るための報償費、旅費、需用 費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別 に知事が定める額	10/10以内

管理者等に対 する雇用管理 改善方策普 及・促進事業	律」第二条第3	等)の理解促進や、女性が働き続けることのできる職場づくりの推進、ICT活用による介護従事者の負担軽減と迅速な利用者	625千円以内で別に 知事が定める額	4/5以内
		介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入に必要な備品購入費、使用料・賃借料(リース・レンタル費)	移乗支援(装着型・非装着型)、入浴支援1,000千円/台) 上記以外300千円/台	1/2以内 (少なくとも見 守りセン サー、インカ ム・スマート フォン介護記 機器、介護記
		見守り機器の導入に伴う通信環境整備に係る経費(Wi-Fi工事、インカム)	7,500千円/事業所	録点従員制行にケ持員の担るこて3/4以を前等のう、ア・の確軽取とい以て活のの効と利の向休保減組をる以外、ト用介人率と用質上憩等にを予場りのし護員化も者のや時の資行定合っ、職体をの維職間負すうしは

介護テクノロジー導入主義	介護事業所に基えられば、会社のでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	記録業務、情報共有業務、請求業務を原則 一気通貫で行える介護ソフト及びタブレッ ト端末等に係る導入費用(購入又はリー ス)等	下の場合1,000千円 /事業所 (2)11名以上20名以 下の場合1,600千円 /事業所 (3)21名以上30名以 下の場合2,000千円 /事業所 (4)31名以上の場合	る又は提供を 予定しアプラン 標準したが悪い 標準したを使用 が で が で が で が で が で が で が で が で が で が
介護事業所に 対する業務改 善支援事業	介護事業所(介 護保険法に基づ く全サービスを 対象とする)	生産性向上ガイドラインに基づき業務改善 に取り組む介護事業所に対して、第三者が その取組を支援するための費用	300千円/事業所	1/2以内
介護従事者の 子育て支援の ための施設運営 支援事業	「地域にが確け を を は が な り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	介護施設・事業所における保育施設等の運営(複数の介護事業者による共同実施も含む)に必要な人件費(保育士等)、委託料 なお、雇用保険法施行規則(昭和50年時労働省令第3号)第116条の規定に基づで、事業所内保育施設置で支援等支援助成金)平成24年法律第65号)第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育で両立支援事業(企業主導型保育事業助成金)の支給を受けている介護施設・事業所については、本事業の対象外となる。	別に知事が定める額	2/3以内
離島・中山間 地域等におけ る介護人材確 保支援事業	市町村	人口減少や高齢化が 急速に進んでいる離島や中山間地域等における介護人材の確保のため、(1)地域外からの就職の促進(赴任旅費、引越等に係る費用の助成)、地域外での採用活動の支援や先進自治体等からのアドバイザーの招へい(2)介護従事者の資質向上の推進(3)高齢者の移動を支援する担い手の確保の取組の実施に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料	3,000千円以内で別 に知事が定める額	10/10以内